

○長野県告示第186号

長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)第57条の2の規定により、一定の期間自動車を運行の用に供することができない地域及び自動車を運行の用に供することができない期間の月数を次のとおり定め、平成15年度以後の年度分の自動車税から適用します。

平成15年3月24日

長野県知事 田中康夫

一定の期間自動車を運行の用に供することができない地域	自動車を運行の用に供することができない期間の月数
下高井郡野沢温泉村大字豊郷6928、6941、6974、6975、6977、7711、8003、8005、8006、8152、8153、8155、8157、8270、8273、8284、8338、8363、8366、8367、8369、8376及び8455番地(枝番を含む。)	2月
下水内郡栄村大字塚6920、6930、6968、6974、7015及び18544番地(枝番を含む。)	

税 務 課

○長野県告示第187号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成15年3月24日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
筑摩あんしん館	松本市筑摩4丁目3番6号	平成15年3月16日

(2) 居宅療養管理指導

事業所の名称	所在地	指定した年月日
茅野土屋薬局	茅野市玉川4274番地1	平成15年2月1日
砂原歯科医院	松本市開智2丁目2番21号	平成15年2月5日
江川歯科医院	茅野市ちの257番地7	平成15年3月16日

(3) 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
御殿の湯	松本市浅間温泉3丁目31番28号	平成15年3月16日
宅老所ひなたぼこ	伊那市大字伊那3819番地11	〃 〃

(4) 痴呆対応型共同生活介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
グループホームサン・オアシス	須坂市大字小河原字北組沖1564番地1	平成15年3月16日
痴呆性高齢者グループホーム泉平ファミリー	上水内郡豊野町大字豊野2298番地2	〃 〃

(5) 福祉用具貸与

事業所の名称	所在地	指定した年月日
筑摩あんしん館	松本市筑摩4丁目3番6号	平成15年3月16日

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所在地	指定した年月日
ローマンうえだ福祉相談センターひだまり	上田市大字殿城字神林250番地1	平成15年3月16日
有限会社すずらん	佐久市大字根々井558番地	〃 〃
居宅介護支援事業所介護のしおや	下伊那郡喬木村534番地1	〃 〃

高齢福祉課

○長野県告示第188号

障害者多数雇用事業者等からの物品等の調達等に関する要綱を次のとおり定めます。

平成15年3月24日

長野県知事 田中康夫

障害者多数雇用事業者等からの物品等の調達等に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、県内の障害者の雇用及び福祉的就労の促進を図るため、知事が登録した障害者多数雇用事業者等から優先的に物品等の調達及び印刷物の発注を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において「障害者多数雇用事業者」とは、次のいずれにも該当する者で、第5第1項の規定による登録を受けたものをいう。

- (1) 県内に本店、支店、営業所等を有する者
- (2) 中小企業法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者
- (3) 雇用する身体障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号に規定する身体障害者をいう。以下同じ。）又は知的障害者（同条第4号に規定する知的障害者をいう。以下同じ。）の数（身体障害者又は知的障害者のなかに同条第3号に規定する重度身体障害者又は同条第5号に規定する重度知的障害者がいる場合には、その勤務形態に応じて同法第14条第3項又は第39条の11第1項の規定により算定した数）が、次に掲げる常時雇用する労働者の数（以下「常用雇用者数」という。）の区分に応じて、それぞれ次に掲げる数以上である者

ア 常用雇用者数が25人以上の場合 常用雇用者数に100分の4を乗じて得た数（当該数に1人未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた数）

イ 常用雇用者数が25人未満の場合 1人

2 この要綱において「福祉的就労施設事業者」とは、次のいずれかに該当する者で、第5第1項の規定による登録を受けたものをいう。

- (1) 県内において、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第4号又は第5号に規定する事業を行う者
- (2) 県内において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第2号に規定する精神障害者授産施設又は同項第4号に規定する精神障害者福祉工場を営む者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、県内において一般就労が困難な障害者に就労の場を提供する事業を営む者

(障害者多数雇用事業者等との契約)

第3 予算執行者は、随意契約により特定物品等（物品及び公共工事を除く役務をいう。以下同じ。）の調達又は特定印刷物（障害者の福祉の増進若しくは雇用の拡大のための施策に利用する印刷物をいう。以下同じ。）の発注を行う場合にあっては、当該特定物品等又は特定印刷物について第5第1項の規定による登録を受けている障害者多数雇用事業者又は福祉的就労施設事業者（以下「障害者多数雇用事業者等」という。）

と契約を締結するものとする。

- 2 予算執行者は、前項の規定による場合のほか、主管課調達（物品購入事務処理要領（昭和62年3月30日付け61会第138号出納長・総務部長通知）の1の(3)のア又はイにより主管課において物品の購入等を行うものをいう。）を行う場合にあっては、障害者多数雇用事業者等と契約を締結するよう努めるものとする。

（登録の申請）

- 第4 障害者多数雇用事業者等として登録を受けようとする者は、第3の規定による優先的な取扱いを受けたい特定物品等の名称及び特定印刷物の発注において第3の規定による優先的な取扱いを受けたいか否かを明記して、知事に申請をしなければならない。

- 2 前項の特定物品等は、障害者多数雇用事業者にあっては一つとし、福祉的就労施設事業者にあっては制限を設けないものとする。

（登録）

- 第5 知事は、第4第1項の申請があったときは、その内容を審査の上、相当と認める場合には次に掲げる事項を登録するとともに、その旨を当該申請を行った者に書面で通知するものとする。

- (1) 障害者多数雇用事業者等の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 第3の規定による優先的な取扱いを受ける特定物品等の名称及び特定印刷物の発注における優先的な取扱いの有無

- 2 前項の登録の有効期間は、1年とする。

- 3 登録の更新を受けようとする者は、有効期間が満了する60日前までに第4第1項の申請をしなければならない。

（登録の取消し）

- 第6 知事は、第5第1項の登録を行った後に、第4第1項の申請の内容に虚偽等があり、第3の規定による優先的な取扱いを行うことが適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。この場合においては、その旨を書面で通知するものとする。

（公表）

- 第7 知事は、第5第1項の登録を行った者について、当該登録した事項を公表するものとする。

（随意契約等の際の留意事項）

- 第8 予算執行者は、第3の規定による障害者多数雇用事業者等との契約の締結に当たっては、予算の適正な執行に配慮するものとし、随意契約により契約を締結しようとする場合には、2人以上の障害者多数雇用事業者等から見積書を徴さなければならない。ただし、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第136条の2に該当する場合は、この限りでない。

(補則)

第9 障害者多数雇用事業者等として登録を受けようとする際の申請書その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第3及び第8の規定は、平成15年6月1日から施行する。

労政課 雇用対策室

○長野県告示第189号

県有林所在市町村交付金交付要綱（昭和36年長野県告示第541号）は、廃止します。

平成15年3月24日

長野県知事 田 中 康 夫

林業振興課

○長野県告示第190号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成15年3月24日

長野県知事 田 中 康 夫

1(1) 保安林予定森林の所在場所

大町市大字常盤字マムシ平8152の21、字唐子8145の31（次の図に示す部分に限る。）、8145の32、字久保平7855の2、字夕日7878の2、下高井郡野沢温泉村大字七

ケ卷字十二895の1、896、896のロ、896のハ、898、900の3、901の1から901の3まで、901のイ、903の3、903のロ、904、905、906の1、906の3、906の4、906のロの2、907、908、910の2から910の4まで、910の6、910のイ、911、979の2、980の1、980のへ、980のホ、981の1、981のイ、981のロ、981のホ、字中入982から1026まで、字朝上1036の1、1036の2

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字十二895の1、896、896のロ、896のハ、898、900の3、901の1から901の3まで、901のイ、903の3、903のロ、904、905、906の1、906の3、906の4、906のロの2、907、908、910の2から910の4まで、910の6、910のイ、911、979の2、980の1、980のへ、980のホ、981の1、981のイ、981のロ、981のホ、字中入982から1026まで

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

長野市大字入山字上犬飼西1342から1348まで、1349のイ、1349のロ、1350、1385から1389まで、1391、1392、1392のロ、1396、1397の1、1397の2、1398の1、1398の2、1410の1、字下犬飼北1490、字下犬飼浦1613の1、1613の2、1614、1615、1618、1619、松代町岩野字笹崎2773の7、2773の8、飯田市川路1499の2、1502の3、2873の42から2873の46まで、2873の49、2873の50、2873の58、2873の63、三日市場1510、桐林2165の3、2634の1、2635の1、2638、千栄3152、3162の2、3163の3、龍江6534の1、6541の2、6545、6549の1、山本6691のイ、塩尻市大字旧塩尻字東山304の1、1431の1(次の図に示す部分に限る。)、字頭無北窪468の1、大字片丘字東山9215の1(次の図に示す部分に限る。)、下伊那郡浪合村1139の271、1139の273、1139の275、1192の1759、1192の1761、1192の1764、下條村陽阜5378の5、5626、5627の1、5661の4、5980の1から5980の4まで、天龍村神原1920の2、1923から1926まで、1927の2、木曾郡三岳村2480の1、2480の2、東筑摩郡明科町大字東川手1270、1274、1282、坂北村字上方4111のイ1、4112の1、字高山4116、字高山4121、字野間越9655の1、9663、南安曇郡穂高町大字有明3729の1、3729の

4、奈川村3778の1・3778の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、北安曇郡松川村字伊ノ神3417のロ、3417のハ、字神源田3421の3、3421の4、3421の7、3421の10、字南林3425の1、字明光3444、3445、3448、字鶴沢3450の1、3450の3、3452、3452の2、3453、3455、3456のイ、3456のロ、3459、3461、3464のロ、八坂村字切石17674、17676、字中ヲネ17678、17679、字トウス岩17683、字テエザ17686、字池ノ下17720、17722、17723、字田畔17724、字家ノ下17725、字家浦日向17792、字柳畑ケ17793、字小操岩17794、17795、字クキン畑上17797、17798、字クキン畑17799のイ、字長平17803、17804、字日向表畑17812、字竹ノ下17814、字日向竹上17815のイ、字日向峯17815のロの1、17815のロの2、字日向夕日当り17818の1、小谷村大字中小谷字大畑丙6866のロ、丙6868、字のど口丙6897の12、丙6897の13、丙6900のロの2、丙6901のイ、丙6928から丙6930まで、大字中土字ムジナ城13857の1、字杉ノ尾13969のイの1、13969のイの2、13970

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上犬飼西1342から1345まで、1389、1391、1392、1392のロ、1396、1397の1、1398の2、字下犬飼浦1613の1、1613の2、1614、1615、1618、1619（次の図に示す部分に限る。）、字笹崎2773の7、2773の8、川路1499の2、1502の3、2873の42から2873の46まで、2873の49、2873の50、2873の58、2873の63、三日市場1510、桐林2165の3、2634の1、2635の1、2638、千栄3152、3162の2、3163の3、龍江6534の1、6541の2、6545、6549の1、山本6691のイ、字東山1431の1（次の図に示す部分に限る。）、浪合村1139の271、1139の273、1139の275、1192の1759、1192の1761、1192の1764、陽阜5378の5、5626、5627の1、5661の4、5980の1から5980の4まで、神原1920の2、1923から1926まで、1927の2、三岳村2480の1、2480の2、大字東川手1270、1274、1282、字上方4111のイ1、4112の1、字高山4116、字高山4121、字野間越9655の1、9663、奈川村3778の1、3778の5、字伊ノ神3417のロ・3417のハ・字神源田3421の3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、3421の4、3421の7、3421の10、字南林3425の1・字明光3444・3445・3448（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、字鶴沢3450の1、3450の3、3452、3452の2、3453・3455・3456のイ・3456のロ・3459・3461（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、3464のロ、字切石17674、17676、字中ヲネ17678、17679、字トウス岩17683、字テエザ17686、字池ノ下17720、17722、17723、字田畔17724、字家ノ下17725、字家浦日向17792、字柳畑ケ17793、字小操岩17794、17795、字クキ

ン畑上17797、17798、字クキン畑17799のイ、字長平17803、17804、字日向表畑17812、字竹ノ下17814、字日向竹上17815のイ、字日向峯17815のロの1、17815のロの2、字日向夕日当り17818の1、字大畑丙6866のロ、丙6868、字のど口丙6897の12、丙6897の13、丙6900のロの2、丙6901のイ、丙6928から丙6930まで、字ムジナ城13857の1、字杉ノ尾13969のイの1、13969のイの2、13970

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

○長野県告示第191号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成15年3月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所
下伊那郡泰阜村5135の2から5135の4まで、5135の16
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林保全課

○長野県告示第192号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成15年3月24日

長野県知事 田中康夫

1 解除に係る保安林の所在場所

上高井郡小布施町大字大島字松川添93の51、93の57から93の59まで、93の63、93の65から93の69まで、93の74から93の77まで、93の98から93の100まで、93の103から93の105まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

森林保全課

○長野県告示第193号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成15年3月24日

長野県知事 田中康夫

1 解除に係る保安林の所在場所

上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681の545

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

森林保全課

○長野県告示第194号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県土木部河川課及び長野県諏訪建設事務所において縦覧に供します。

平成15年3月24日

長野県知事 田中康夫

1 河川の名称

天竜川水系 一級河川 宮川、下馬沢川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成15年3月24日

3 廃川敷地等の位置

茅野市宮川字中河原1191番2、1190番2、1189番、1187番2、1185番2、1183番2、1185番5、1185番6及び1184番2

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 781.71平方メートル

5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課